

令和7年度 就学援助制度について

経済的な理由により学用品費・学校給食費などの費用負担が大きいご家庭に、その一部を援助する就学援助制度を実施しています。なお、就学援助制度は、市又は学校への納入金を免除するものではありません。市又は学校への納入金は、市又は学校が指定する期日・方法により、必ず納入してください。

※郵送や児童生徒を通しての申請はできません。指定の受付場所で援助対象者が直接申請してください。申請書は兄弟姉妹合わせて記入出来ます。

※昨年度就学援助の認定を受けた方も毎年度申請手続きが必要です。

※昨年度に新入学準備費を申請した方も、入学後に再度申請手続きが必要です。但し、一度新入学準備費を申請し否認定になった方は新入学学用品費の対象にはなりません。

1 援助対象者

原則として、越谷市内に住民登録があつて小中学校に在籍する児童生徒の保護者、または、現に監護を行う者のうち、次のいずれかに該当する方

(1) 生活保護を受けている方

※修学旅行費及び医療費のみが対象となります。個別に通知しますので申請の必要はありません。

(2) 生活保護を受けておらず、別途定める就学援助の認定基準を下回る方

2 申請手続等

(1) 受付期間

令和7年4月11日(金)～令和8年1月30日(金)【平日のみ】

市役所開庁時間:午前8時30分～午後5時15分

【日曜受付】

令和7年4月20日(日)・5月18日(日) 午前9時～午後4時

※令和7年5月30日(金)までに申請して認定された場合、4月1日から対象。

6月2日以降に申請して認定された場合、申請月の翌月から対象。

(2) 受付場所

第二庁舎5階会議室または在籍校 **※日曜受付は市役所のみ**

(6月2日(月)以降、第二庁舎3階学務課窓口または在籍校)

(3) 申請に必要なもの

《申請される方全員が必要なもの》

① 就学援助費受給申請書

② 振込先口座の通帳またはキャッシュカード

※ ゆうちょ銀行の場合は通帳のみ可(キャッシュカード不可)

③ 印鑑(認印可)

《該当者のみ必要なもの》

① 令和7年度(非)課税証明書(所得証明書)(令和7年1月1日現在の住民登録地が越谷市外の方が世帯にいる場合)

② 各世帯それぞれ直近3か月の公共料金等の領収書(同一住所に同居する世帯と生計を別になっている場合)

③ 委任状(代理人が申請を行う場合)

次のページの注意事項も必ずご確認ください。

3 注意事項 ※以下の内容について申請前に必ずお読みください。

《申請される方全員(共通)》

- ☐ 市民税・県民税の申告が済んでいない方は、判定ができませんので必ず申告をしてください。なお、申告がない場合、否認定となりますのでご注意ください。
- ☐ 令和7年1月1日現在越谷市に住所がある方は課税証明書の提出は不要です。
- ☐ 申請前の認定該当範囲かどうかの問い合わせは、家族構成等詳細不明なため正確な審査ができませんのでお答えいたしかねます。
- ☐ 申請後、口座変更、家族人数の増減等がある場合には必ず学務課までご連絡ください。

《令和7年1月1日現在の住民登録地が越谷市外の方が世帯にいる場合》

- ☐ 所得金額、所得控除金額が記載されている証明書を令和7年1月1日現在の住民登録地から取り寄せてください。
- ☐ 令和6年12月31日時点で19歳以上の方**全員分**(働いていないため収入がない、扶養に入っている等の場合も含む)の提出が必要です。
- ☐ 概ね6月上旬に発行されますので、**先に就学援助の申請をお済ませいただき、指定された期限までに教育委員会学務課へ提出してください。**
なお、上記期限までに提出がない場合は、否認定となりますのでご注意ください。

《事由があり、代理人が申請を行う場合》

- ☐ 様式は任意ですが、必ず依頼者の氏名(自署による署名)・代理人の氏名・住所・生年月日が記入されているかご確認ください。
なお、学務課に様式のご用意もございます。
- ☐ 必ず依頼者本人の直筆でご記入ください。※代理人は申請日に18歳以上の方に限ります。申請時に身分の分かるものをご持参ください。

4 認定基準

総所得から教育委員会の定める所得控除額を差し引いた額が生活保護基準の1.3倍未満であること。

※総所得は世帯の中で所得のある方全員の所得を合算します。

※住民登録上の住所が同じである方全員を世帯人数に含めて判定いたします。また、単身赴任等別住所であっても、生計を同一としている場合は世帯人数に含めます。

※対象となる所得控除は社会保険料(小規模企業共済等掛金を含む)・生命保険料・地震保険料とし、いずれも都道府県民税及び市区町村民税の算出時ににおける控除額を準用します。

※下表はあくまでも目安であり、基準額は世帯構成や年齢等により異なります。

世帯人数	2人	3人	4人	5人
世帯構成	母、小学生1人	父、母、 小学生1人	父、母、小学生1人、 中学生1人	父、母、小学生1人、 中学生1人、祖父
総所得(目安)	約225万円	約300万円	約385万円	約445万円

5 支給時期

支給予定日	支給対象月
9月25日(木)	4月～7月分
12月23日(火)	8月～11月分
3月24日(火)	12月～3月分

年内3回(学期ごと)に分けて支給いたします。※支給日は予定であり、変更になる場合もございます。

【お問合せ先】

越谷市教育委員会学校教育部学務課(市役所第二庁舎3階)
直通電話 048-963-9281
午前8時30分～午後5時15分まで(土日祝日を除く)

【よくある質問（Q & A）】

Q1. 印鑑は振込先口座の登録印と同じものでなくてもはいけないですか？

A1. いいえ。認印でもかまいません。

Q2. 申請前に認定・否認定はわかりますか？

A2. いいえ。家族構成やその他控除等によって認定・否認定の審査を行っていますので、まずはご申請をいただき、審査結果をご確認ください。

Q3. 本年1月1日現在は越谷市に住んでいましたが(非)課税証明書は必要ですか？

A3. 不要です。ただし、市民税・県民税の申告が済んでいない場合は、所得の有無にかかわらず必ず申告をしてください。

Q4. 申請には申請者本人がいかなければいけませんか？

A4. いいえ。保護者の方であれば委任状不要で手続きが可能です。なお、保護者の方が手続きに来られない場合は委任状を持参してください。ただし、代理人は申請日時点で18歳以上の方に限ります。

Q5. 代理人に申請を依頼したいのですが委任状はどのように書けばいいですか？

A5. 様式は任意でかまいません。依頼者の氏名（自署による署名）・代理人の氏名・住所・生年月日が記入されているかご確認ください。なお、学務課または越谷市ホームページに様式のご用意もあります。

Q6. (非)課税証明書は申請時に必要ですか？

A6. 5月30日までの申請に際しては不要です。先に就学援助の申請をお済ませいただき、指定された期限までに教育委員会学務課へ提出してください。

Q7. (非)課税証明書はいつ、どこで発行できますか？

A7. 概ね6月上旬に発行されます。詳しくは本年1月1日現在に住民登録のあった自治体にお問い合わせください。

Q8. 学校に申請書類を提出したいのですが、どこに持っていけばいいですか？

A8. 職員室の事務担当教職員にご提出ください。

Q9. 前年度、所得はありませんでしたが市民税・県民税の申告は別途必要ですか？

A9. 状況によって必要です。税担当課にお問い合わせください。前年12月31日時点で19歳以上の方全員分（働いていないため収入がない、扶養に入っている等の場合も含む）を提出してください。

Q10. 振込先口座の通帳またはキャッシュカードはコピーで代用できますか？

A10. 代用可能です。口座番号等の確認できる通帳の見開き1ページ目のコピーをご提出ください。ただし、ゆうちょ銀行をご指定の場合は、通帳の見開き1ページ目に口座番号等の印字があるもののみ有効で、印字のない通帳及びキャッシュカードのコピーはお取り扱いできません。

Q11. 教育委員会から直接学校へ支給対象費用を振り込むことはできないのですか？

A11. できません。就学援助制度は、学校への納入金を免除するものではありません。学校への納入金は、学校が指定する期日・方法により、必ず納入してください。

Q12. 平日しか受付していないのですか？

A12. 原則として平日のみ受付可能です。ただし、令和7年4月20日(日)・5月18日(日)のみ日曜日に受付しています。 ※市役所のみ

Q13. 出張所でも受付していますか？

A13. していません。市役所または在籍校でのみ受付可能です。

Q14. 郵送や児童を通しての申請は可能ですか？

A14. できません。保護者もしくは代理人の方の申請で、市役所または在籍校でのみ受付可能です。

Q15. 毎年度5月末日までに申請しないといけないですか？

A15. いいえ。翌年の1月末日まで申請可能です。ただし6月2日以降に申請して認定された場合、申請月の翌月から対象となりますので、あらかじめご注意ください。

Q16. 家族構成など申請内容に変更があったらいつ、どのように報告すればいいですか？

A16. 学務課へ連絡の上、変更届出書をご提出ください。なお、申告がなかった場合、認定の取り消し及び返還の対象になることがありますのでくれぐれもご注意ください。

就学援助費目一覧表①

援助費の区分		援助費の内容	備 考
1	学用品費	筆記用具、ノート、辞典及び副読本等の児童生徒が通常必要とする学用品の購入費	実験・実習材料費を含む
2	通学用品費	通学用靴、上履き、帽子等の児童生徒が通常必要とする通学用品の購入費	3及び4の受給者を除く
3	新入学準備費	小学校又中学校へ入学時に児童生徒が通常必要とする通学カバン（ランドセル）、通学用服、靴等の学用品や通学用品の購入費（支給時期は入学前）	同様の趣旨による受給者を除く
4	新入学児童生徒学用品費	小学校又は中学校へ入学時に児童生徒が通常必要とする通学カバン（ランドセル）、通学用服、靴等の学用品や通学用品の購入費（支給時期は入学後）	前年度就学援助申請者を除く
5	校外活動費（宿泊無）	児童生徒が学校行事として実施される遠足、社会科見学、芸術鑑賞会等の校外活動のうち、宿泊を伴わないものに参加した場合、交通費及び見学科等の保護者が負担すべきこととなる経費	芸術鑑賞会については、学校内で実施される場合も含む
6	校外活動費（宿泊有）	児童生徒が学校行事として実施される林間学校、スキー教室、自然教室及び特別支援学級における合同宿泊学習の校外活動のうち、宿泊を伴うものに参加した場合、交通費、宿泊費、見学科等の保護者が負担すべきこととなる経費	小学校で1回、中学校で1回に限る
7	修学旅行費	児童生徒が修学旅行に参加した場合、交通費、宿泊費、見学科等の保護者が負担すべきこととなる経費	小学校で1回、中学校で1回に限る
8	医療費	学校保健安全法施行令（昭和33年政令第174号）第8条に定められている疾病に罹患した場合で、当該疾病の治療に要する医療費のうち、保護者が負担すべきこととなる金額	
9	スポーツ振興センター保護者負担金	独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号）第17条第4項に規定する保護者が負担すべきこととなる金額	
10	学校給食費	児童生徒の保護者が給食費として負担すべきこととなる金額。ただし、疾患及び食物アレルギーにより給食を喫食できない場合は給食費相当額	
11	児童生徒会費	小学校の児童会費又は中学校の生徒会費として一律に負担すべきこととなる経費	

就学援助費目一覧表②

援助費の区分		対象学年	支給基準額年額（円）	支給月	備 考
1	学用品費	小学1～6年	11,630	9月・12月・3月	
		中学1～3年	22,730		
2	通学用品費	小学2～6年 中学2～3年	2,270		
3	新入学準備費	就学予定者	57,060	3月	同様の趣旨による支給を受けていない者のみ対象
		小学6年	63,000	12月・3月	同様の趣旨による支給を受けていない者のうち、11月1日時点認定者は12月に支給
4	新入学児童生徒学用品費	小学1年	57,060	9月	前年度就学援助を申請していない者のうち、4月認定者のみ対象
		中学1年	63,000		
5	校外活動費（宿泊無）	小学1～6年	1,600	随時	回数によらず金額の範囲内で支給
		中学1～3年	2,310		
6	校外活動費（宿泊有）	小学1～6年	3,690		小学校で1回、中学校で1回に限る
		中学1～3年	6,210		
7	修学旅行費	小学1～6年	22,690	12月・3月	小学校で1回・中学校で1回に限る
		中学1～3年	60,910		
8	医療費	小学1～6年 中学1～3年	保護者が負担する金額	随時	他制度との調整あり
9	スポーツ振興センター保護者負担金	小学1～6年 中学1～3年	460	9月	4月又は5月認定者のみ対象
10	学校給食費	小学1～6年	44,000	9月・12月・3月	
		中学1～3年	53,350		
11	児童生徒会費	小学1～6年	4,650		徴収している学校のみ対象。金額の範囲内で支給
		中学1～3年	5,550		

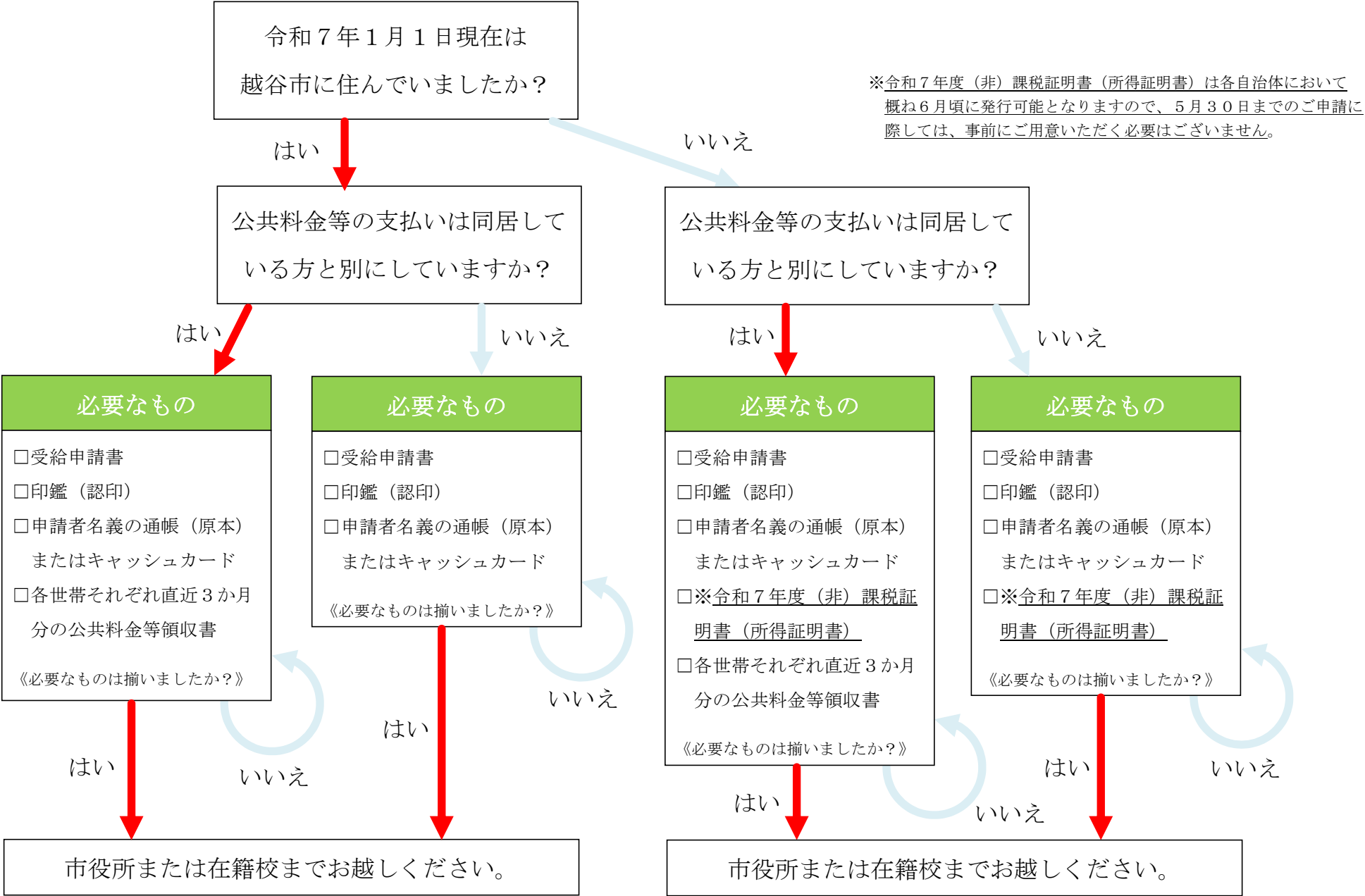
※支給額は、支給基準額と実際に要した費用の額のいずれか低い金額とする。

※年間支給限度額は、認定月、学年、市外への転出等で異なる。

◆前年度からの変更点◆

小学1年の新入学児童生徒学用品費の支給額を増額します。

就学援助申請フローチャート



記入しないこと

受付番号

秘

就学援助費受給申請書（令和7年度）

越谷市長 宛

次のとおり相違ないので、就学援助費の受給を申請します。なお、この申請に基づき、私と家族、同居人に係る公簿等（住民基本台帳、生活保護及び児童扶養手当受給状況、課税資料等をいう。）を確認すること及び必要に応じて他の地方公共団体に対し、就学援助費の支給等に係る情報を提供すること又は情報の提供を求めることに同意します。

申請年月日

令和 7 年 4 月 11 日

フリガナ	コシガヤ イチロウ	日中の連絡先	
申請者氏名 (保護者氏名)	越谷 一郎		(963) 9281
住所	〒343-0813 越谷市 越ヶ谷 4-2-1	住居費の受領につきましては、下記の中座を指定します。	
今年(令和7年)1月2日以降の転入者のみ記入	令和7年4月2日転入	金融機関コード	0017
今年(令和7年)1月1日現在の住民登録地	春日部市中央6-2	店番	506
昨年度、就学援助費の受給の有無	(有)・無	フリガナ	コシガヤ イチロウ
生活保護申請の有無または受給の有無	(有)・無	口座名義人 (保護者氏名)	越谷 一郎
親権の有無	(有)・無	口座番号	1234567
世帯全員の市民税・県民税の申告が済んでいる	済んでいる・済んでいない	※ゆうちょ銀行は、店名・店番各3ケタ＋口座番号7ケタで記入してください。	
児童生徒欄 (就学予定者)	フリガナ 氏名	学校名	学年・組
児童生徒氏名 (就学予定者)	コシガヤ ジロウ 越谷 次郎	中央 小 学校	3年 1組
児童生徒氏名 (就学予定者)	コシガヤ サブロウ 越谷 三郎	越ヶ谷 小 学校	6年 1組
児童生徒氏名 (就学予定者)	コシガヤ シロウ 越谷 四郎	越ヶ谷 小 学校	新1年 組
児童生徒氏名 (就学予定者)		小・中学校に通っているお子さん、入学予定のお子さんを兄弟姉妹まとめて記入してください。 (私立・特別支援学校等は家族欄へ)	
家族欄	フリガナ 氏名	職業	生年月日
(単身同居児童を扶養する者、就学予定者、別居の方を含む。)	コシガヤ イチロウ 越谷 一郎	会社員	S51年 4月 2日 (49才)
	コシガヤ ハナコ 越谷 花子	無職	S26年 4月 2日 (74才)
	コシガヤ タロウ 越谷 太郎	私立中学校	H22年 4月 2日 (15才)
	サイタマ ヨシオ 埼玉 良男	自営業	S50年 4月 2日 (50才)
	ニホン カズヨ 日本 和代	パート	S45年 4月 2日 (55才)
計	世帯員数 8人	家族欄には、住民票上別であっても、同居所に登録している方(生計を同一とする祖父母、その他家族、同居人等)全員を記入してください。	

委任状

私は次のことを越谷市教育委員就学援助費の受給にあたり、

なお、記入欄が足りない場合は申請用紙をコピーしてお使いください。その際、**2枚目以降も「申請年月日」「申請者氏名」「委任状」欄は必ず記入してください。**

であった場合、充当処理すること。

令和 7 年 4 月 11 日

住所 越谷市越ヶ谷4-2-1

保護者氏名 越谷 一郎

※記名押印に代えて署名可

※担当課使用欄
システム入力者サイン



就学援助費受給申請書（令和7年度）

越谷市長 宛

受付番号

次のとおり相違ないので、就学援助費の受給を申請します。なお、この申請に基づき、私と家族、同居人に係る公簿等（住民基本台帳、生活保護及び児童扶養手当受給状況、課税資料等をいう。）を確認すること及び必要に応じて他の地方公共団体に対し、就学援助費の支給等に係る情報を提供すること又は情報の提供を求めることに同意します。

申請年月日		令和 年 月 日			
フリガナ		日 中 の 連 絡 先			
申請者氏名 (保護者氏名)		印 ※記名押印に代えて署名可			
住 所 〒343- 越谷市		就学援助費の受領につきましては、下記の口座を指定します。			
今年（令和7年）1月2日以降の転入者のみ記入		金融機関 (ゆうちょ銀行以外)	銀行・金庫・農協 支店		
今年（令和7年）1月1日現在の住民登録地		金融機関コード	店番		
今年（令和7年）1月1日現在の住民登録地		ゆうちょ銀行	店名 店番		
昨年度、就学援助費の受給の有無		有 ・ 無	フリガナ 口 座 番 号		
生活保護申請の有無または受給の有無		有 ・ 無	口座名義人 (保護者氏名)		
親権の有無		有 ・ 無			
世帯全員の市民税・県民税の申告が済んでいる		済んでいる ・ 済んでいない			
世帯全員の市民税・県民税の申告が済んでいる		※ゆうちょ銀行は、店名・店番各3ケタ＋口座番号7ケタで記入してください。			
児童生徒欄 (就学予定者)	フリガナ 氏 名	学校名	学年・組	生 年 月 日	続柄
児童生徒氏名 (就学予定者)		小 学 校	年 組	H・R 年 月 日 (才)	
児童生徒氏名 (就学予定者)		中 学 校	年 組	H・R 年 月 日 (才)	
児童生徒氏名 (就学予定者)		小 学 校	年 組	H・R 年 月 日 (才)	
児童生徒氏名 (就学予定者)		中 学 校	年 組	H・R 年 月 日 (才)	
児童生徒氏名 (就学予定者)		小 学 校	年 組	H・R 年 月 日 (才)	
児童生徒氏名 (就学予定者)		中 学 校	年 組	H・R 年 月 日 (才)	
家族欄	フリガナ 氏 名	職業又は学校		生 年 月 日	続柄
(族上、記 単、同 身同 赴居 童任 人 生 や を 徒 離 記 ・ 婚 入 就 前 し 学 提 て 予 定 者 を 除 き 保 護 者 、 家 族 を 含 む。)				T・S・H・R 年 月 日 (才)	
				T・S・H・R 年 月 日 (才)	
				T・S・H・R 年 月 日 (才)	
				T・S・H・R 年 月 日 (才)	
				T・S・H・R 年 月 日 (才)	
				T・S・H・R 年 月 日 (才)	
				T・S・H・R 年 月 日 (才)	
				T・S・H・R 年 月 日 (才)	
計	世帯員数 人	※ 前年中の所得状況により審査・決定しますので、1月1日以降家族構成等に変更があった場合は、下記へ記入してください。（転入・転出等）			

委任状

私は次のことを越谷市教育委員会に委任します。
就学援助費の受給にあたり、私が市又は学校に納入すべき費用に未払があった場合、充当処理すること。

令和 年 月 日 住所

保護者氏名 印
※記名押印に代えて署名可